

事業主の皆様へ

定期健康診断結果の提供のお願い

当健保組合では、組合員の健康の保持・増進のため事業所で実施されている定期健康診断（労働安全衛生法に基づく事業者健診）の結果の提供をお願いしております。

これをご提供いただくことにより組合員の健康状態を把握し、生活習慣病の発症リスクが高い方等に、特定保健指導を実施いたしております。

生活習慣病の発症や重症化予防のためにも定期健康診断結果のご提供につきましてご理解とご協力をお願いいたします。

【健診結果を提供するメリットは？】

特定保健指導を受けることにより生活習慣病の改善・予防につながり医療費の増加を抑制することができます。

また、後期高齢者支援金（国への拠出金）の金額を抑えることができ、健康保険料の上昇を抑制することにもつながります。

【個人情報である健診結果を提供して問題ありませんか？】

事業主様が健保組合に対して健診結果を提供することは「高齢者の医療の確保に関する法律」（下記参照）に規定されていますので、責任を問われることはありません。

また、ご提供いただいた健診結果は、個人情報保護法や当健保組合の個人情報保護規程に基づき適切な管理をいたします。

【高齢者の医療の確保に関する法律〔昭和57年法律第80号〕より抜粋
第27条

2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

※保険者とは、健康保険組合などの健康保険の運営主体のことです